

事 務 連 絡
平成21年 9月11日

関 係 各 位 様

健康福祉局高齢福祉部介護指導課長
介護保険課長

介護保険給付費の算定に係るQ & Aについて

以下の事項については、多数の事業者様よりお問い合わせいただいているところですので、ご確認くださいますようお願いいたします。

問1 訪問介護における散歩介助は介護保険給付の対象となるか。

回答1 介護保険最新情報 Vol.104「適切な訪問介護サービス等の提供について」において厚生労働省は、自立支援、日常生活動作向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものであって、利用者の自立支援に資するものとしてケアプランに位置づけられるような場合については、「自立生活支援のための見守りの援助」に該当するものと考えられ、保険者が個々の利用者の状況等に応じ必要と認める場合において支給対象となりうるものとしています。

本市においては適切なケアマネジメントに基づきケアプランに位置づけられた散歩介助は保険給付の対象としているところですが、その際には特に以下の点に留意の上、プラン作成いただきますようお願いいたします。

「安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの」

単なる声かけや見守りではなく、具体的な声かけや見守り(安全確認、気分確認、疲労確認、転倒予防等)であること。

「利用者の自立支援に資するもの」

趣味の領域(単なる散歩、ぶらぶら目的もなく歩く等)ではなく、閉じこもり予防、うつ予防、運動機会の確保等利用者の自立支援に資するものであること。専門の領域(運動療養、機能訓練、歩行訓練、歩行練習等)ではなく、「日常生活上の世話」の範疇であること。

問2 福祉用具貸与で特殊寝台付属品として点滴ポールの貸与を受けることは可能か。

回答2 福祉用具貸与の対象となる福祉用具は「治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの」でなければならないとされています。

また、第5回「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」(平成20年10月21日開催)では「点滴ポール」は治療用等医療の観点から使用するものであり、福祉用具貸与の対象外であるとされています。

そのため、点滴ポールについては、基本的には治療用等医療の観点から使用するものであると考えられ貸与対象外とします。

ただし、個別の事例において点滴の使用が病状の急変対応等医療の観点からなされるものではなく、日常生活の場面で必要となる場合(胃ろうの方に対する栄養注入等)に限り貸与対象とします。

なお、車いす付属品としての点滴ポールについても同様の考え方となります。

【担当】 介護指導課指定指導係 972-2592
介護保険課認定給付係 972-2593